

保険募集指針

氷見市農業協同組合

当組合は適正な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定め、実施いたします。

- 当組合は保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当組合においては損害保険募集人資格を有した募集人が適切な保険募集を行います。
- 当組合は共栄火災海上保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社の代理店であり、保険契約の引受および保険金の支払は共栄火災海上保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社が行います。
- 当組合は保険契約にかかる以下のリスクについてお客様にあらかじめ説明いたします。
 - ①保険商品は共済契約ではありません。
 - ②保険商品は貯金等ではなく、農水産業協同組合貯金保険機構の保護対象外です。また、元本は保証されず、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
 - ③引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）
- 当組合は取扱保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取り扱いできません。

- ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2)「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする「個人年金保険・一時払終身（養老）を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ① 生存または死亡に関する保険金額等： 1,000万円
 - ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a)診断等給付金（一時金形式）： 1保険事故につき100万円
 - (b)診断等給付金（年金形式）： 月額換算5万円
 - (c)疾病入院給付金： 日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】 ※合計1万円
 - (d)疾病手術等給付金： 1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】 ※合計40万円

- 当組合は法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関して、ご契約内容に関する照会への対応、お客様からの苦情・ご相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関するご案内等への対応を適切に行います。なお、ご相談・照会・手続きの内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

【お問い合わせ窓口】

保険契約に関する苦情・ご相談等は、お近くのJA氷見市の支所または下記までご連絡ください。

JA氷見市 金融共済部 受付時間：9:00～17:00 TEL.0766-74-8851